

宮城県知事選挙及び宮城県議会議員補欠選挙臨時啓発業務の 委託に関する企画提案募集要項

第1 募集事項

1 業務名

宮城県知事選挙及び宮城県議会議員補欠選挙臨時啓発業務

2 趣 旨

この要項は、宮城県（以下「県」という。）が宮城県知事選挙及び宮城県議会議員補欠選挙臨時啓発業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

3 業務内容

別紙「宮城県知事選挙及び宮城県議会議員補欠選挙臨時啓発業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

なお、本業務については、本年7月の第27回参議院議員通常選挙に係る臨時啓発業務（以下「参院選臨時啓発業務」という。）による実施内容と調和した啓発活動を行うことにより、継続的な主権者意識の醸成に繋げていくものである。

4 契約期間

契約締結の日から宮城県知事選挙及び宮城県議会議員補欠選挙投票日の2か月後まで

5 事業費（委託上限額）

金19,979,300円

（うち消費税及び地方消費税の額 金1,816,300円）

第2 応募資格要件

企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
- (2) 県内に本支店又は営業所を有すること。
- (3) 物品調達等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成9年宮城県公示第1275号）第4条第2項の規定により物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録された者であること。
- (4) この業務の募集開始時から企画提案提出時までの間に、県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
- (5) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しない者であること。
- (6) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定するもの）に該当しない者であること。
- (7) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (8) 仕様書に基づき、委託業務を的確に遂行する能力を有すること。

第3 スケジュール

| | |
|------------------|------------------|
| 企画提案募集開始 | 令和7年7月15日(火) |
| 質問受付期限 | 令和7年8月5日(火)午後5時 |
| 企画提案参加申込書提出期限 | 令和7年8月15日(金)午後5時 |
| 企画提案書提出期限 | 令和7年8月20日(水)午後5時 |
| 企画提案プレゼンテーションの実施 | 令和7年8月26日(火) 予定 |
| 選定結果通知 | 令和7年8月下旬 |
| 契約締結 | 令和7年8月下旬予定 |

第4 応募手続

1 質 問

本業務への質問がある場合は、次により質問書(様式第3号)を提出すること。

- (1) 受付期限 令和7年8月5日(火)午後5時まで
- (2) 提出方法 電子メール
- (3) 回答方法 質問に対する回答は、県選挙管理委員会ホームページに掲載する。また、回答は、質問者の名を伏せた上で掲載するので、参加申込者は必ず他者の質問・回答を確認すること。ただし、質問又は回答の内容が特定の質問者の具体的な提案事項に密接に関わる場合は当該質問者のみに回答する。また、質問の内容によっては回答しない場合もある。

2 企画提案参加申込書の提出

企画提案の参加を希望する者は、次により参加申込書(様式第1号)及び宣誓書(様式第2号)を提出すること。

- (1) 提出期限 令和7年8月15日(金)午後5時まで(必着)
- (2) 提出方法 電子メール

3 企画提案書の提出

- (1) 提出書類(全てA4判で提出すること。)
 - ア 企画提案書(任意様式) : 9部
 - イ 事業経費見積書(任意様式(ただし項目ごとの金額を明示すること)) : 9部
- (2) 企画提案事項 別紙「企画提案書の構成」のとおり
- (3) 提出期限 令和7年8月20日(水)午後5時
- (4) 提出方法 持参又は郵送とする。(簡易書留又は配達証明付き一般書留に限る。)
- (5) 留意事項

ア 提出された企画提案書等は返却しない。また、再提出も認めない。

イ 次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等は無効とする。

- (ア) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難又は文意が不明な場合
- (イ) 同一の事業者が同一の臨時啓発業務について2つ以上の企画提案書等を提出した場合
- (ウ) 企画提案に関する手続の公正な執行を妨げ、若しくは不正の利用を得るために連合した団体等が提出した場合
- (エ) 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案を行った場合
- (オ) 下記第5の2の選定委員会に参加しなかった場合

ウ 審査は提出された企画提案書等により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。

エ この企画提案の応募に係る全ての経費は、企画提案者の負担とする。

オ 提案書等に記載された事項は、業務仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と受託候補者との協議により契約締結段階において項目の追加、変更又は削除を行うことがある。また、業務委託の後、具体的な業務内容や進め方等については、逐次県と協議することとする。

4 提出先

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県行政庁舎3階
宮城県総務部市町村課
電話番号 022-211-2333
ファクシミリ番号 022-211-2299
メールアドレス gyousi@pref.miyagi.jp
担当 行政班

第5 業務委託候補者の選定

1 業務委託候補者の選定方法

(1) 選定委員会の開催

県は、企画提案者の中から本業務の委託候補者を選定するため、下記2のとおり選定委員会を開催し、企画提案者によるプレゼンテーション及び選考委員による評価を実施し、委員毎に下記2(4)の審査項目の合計点数の高い順に企画提案者の順位付けを行い、全委員の順位を合計した値を順位合計とし、順位合計の最も少ない企画提案者を業務委託候補者として選定する。ただし、選定した業務委託候補者について、業務委託契約の締結が困難となった場合は、第2順位の企画提案者を業務委託候補者として選定する場合がある。

(2) 順位合計が同一の場合の業務委託候補者の選定

なお、順位合計が同じときは、下記2(4)の審査項目①においてより多くの合計点を獲得した企画提案者を業務委託候補者とする(審査項目①の合計点が同じときは審査項目②、審査項目②の合計点が同じときは審査項目③、審査項目③の合計点が同じときは審査項目④、審査項目④の合計点が同じときは審査項目⑤においてより多くの合計点を獲得した企画提案者を業務委託候補者とする)。ただし、全委員の合計点数が満点の6割に満たない企画提案者は業務委託候補者として選ぶことができない。

(3) 企画提案者が1者の場合の取扱い

企画提案者が1者の場合も審査を行い、全委員の合計点数が満点の6割以上で、かつ適切に業務を実施できると判断される場合は当該企画提案者を業務委託候補者とする。また、企画提案者がいない場合又は審査の結果、業務委託候補者がいない場合は、再度、企画提案を募集するものとする。

(4) 一次審査の実施

参加者が5者を超える場合には、県が書面により一次審査を行い、上位と評価された5者により、下記の選定委員会において提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を行う。

2 選定委員会

(1) 開催日 令和7年8月26日(火) (予定)

(2) 開催場所 宮城県庁5階 総務部会議室 (予定)

(3) 企画提案者によるプレゼンテーション

ア プレゼンテーションへの出席者は、企画提案者ごとにそれぞれ2名以内とする。

イ 1者当たりの持ち時間は、30分程度(説明20分以内、質疑応答10分程度)とし、県が、後日指定する時間割により企画提案者ごとに行う。

ウ 選定委員会におけるプレゼンテーションの順番は、原則として企画提案参加申込書の到着順とする。

(4) 審査内容

審査項目及び審査の視点並びに配点は、次のとおりとする。

| 審査項目 | 審査の視点 | 配点 |
|-----------------|---|-----|
| ①啓発戦略策定及び事後評価方針 | <ul style="list-style-type: none">・第27回参議院議員通常選挙も含めた近年の宮城県内における有権者の投票行動が適切に分析されているか。・啓発戦略が上記現状分析を適切に反映した内容であり、かつ、検証可能か。・啓発後の効果分析の方法が詳細で、投票行動に係る精緻な分析が期待できるか。 | 25点 |
| ②啓発キャンペーン等の実施 | <ul style="list-style-type: none">・企画内容、実施方法等が啓発戦略に照らして適切かつ効果的な内容となっているか。・企画コンセプトを明確に打ち出し、有権者の選挙への関心を喚起し、投票意欲を高める内容となっているか。・独自提案に創意工夫が見られ、効果的な内容となっているか。・参院選臨時啓発業務での実施内容と調和が取れ、継続的な投票率の向上に資する内容となっているか。 | 20点 |
| ③動画広告等の実施 | <ul style="list-style-type: none">・動画広告等の内容が啓発戦略に照らして適切かつ効果的なものとなっているか。・投票日や期日前投票制度について、有権者に直接的に分かりやすい形で提供される内容となっているか。・参院選臨時啓発業務での実施内容と調和が取れ、継続的な投票率の向上に資する内容となっているか。 | 20点 |
| ④啓発用ポスターの作成 | <ul style="list-style-type: none">・ポスターの内容やデザインが啓発戦略に照らして適切かつ効果的なものとなっているか。・参院選臨時啓発業務での実施内容と調和が取れ、継続的な投票率の向上に資する内容となっているか。 | 15点 |
| ⑤総合評価 | <ul style="list-style-type: none">・審査項目①～④以外の要素も考慮し、総合的に判断して、啓発事業として効果的なものになっているか。・より少ない費用で、より大きな啓発効果を生み出す内容となっているか。・特定の政党、候補者を連想させず、明るくきれいな選挙をイメージさせる内容となっているか。また、障がいの有無や能力の如何を問わず認識できる公平性、受け取る側に対して否定的なイメージを抱かせない公益性を考慮したものになっているか。・企画提案どおりに業務を遂行するための体制が整っているか。 | 20点 |

(5) 審査結果

選定結果については、後日、企画提案者全てに対し文書で通知するとともに、企画提案者の名称や評価点等を公表する。公表に当たっては、選定された業務委託候補者以外は、個別の評価点が特定できないように配慮する。なお、選定結果に関する質問には応じない。

第6 その他

- (1) 本業務により得られた成果は、県に帰属するものとする。
- (2) 企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは公募型プロポーザル方式による実施を延期又は取り止めることがある。
- (3) 提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）等による開示請求があった場合、個人情報や企業情報などの非開示部分を除き、開示することとなる。

第7 問い合わせ先

宮城県総務部市町村課 担当：行政班

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県行政庁舎3階

電話番号 022-211-2333 ファクシミリ番号 022-211-2299

メールアドレス gyousi@pref.miyagi.jp

(別紙)

企画提案書の構成

企画提案書は、次のⅠからⅣまでの項目を必ず含むものとし、この順で構成すること。

Ⅰ 表紙

「委託業務名」、「事業者名」、「住所」、「代表者名」、「担当者名（所属・職・氏名）」及び「連絡先（電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレス）」を記載すること。

Ⅱ 目次

本文の項目及びページ番号を記載すること。

Ⅲ 本文

1 全体コンセプト

企画提案全体の概要、ねらい、ターゲット等を示すこと。

2 実施方法

別紙「宮城県知事選挙及び宮城県議会議員補欠選挙臨時啓発業務委託仕様書」の5委託業務の内容の順に「概要」、「コンセプト」、「実施イメージ」、「実施場所」、「実施スケジュール」等の提案内容を記載すること。ただし、上記の内容に加え、以下の業務については、業務ごとに以下の事項を具体的に説明すること。

なお、ポスターのデザイン、動画のイメージ等は複数の案の提示も可能とするが、最大で2案までとする。

| 仕様書の項目 | 必須事項 |
|-----------------------|--|
| (2) 啓発用ポスター作成・配付・掲出業務 | ・ポスターデザインのねらい及び期待される効果 ・掲示する具体的な駅等及びその選定理由 |
| (3) ホームページ作成・管理業務 | ・ホームページデザインのねらい及び期待される効果 |
| (5) 啓発物資作成業務 | ・作成する啓発物資の具体的内容 ・作成する物資のねらい及び期待される効果 |
| (6) 動画等を活用した広告制作・配信業務 | ・作成する広告の具体的内容 ・作成する広告のねらい及び期待される効果 ・活用するプラットフォーム及びその選定理由 |
| (7) 啓発キャンペーン実施業務 | ・実施するキャンペーン等の具体的内容 ・キャンペーン等のねらい及び期待される効果 |

3 業務の実施体制

本業務を実施するに当たっての体制の詳細を記載すること。

4 業務の実施計画書

契約締結から業務の完了までのスケジュールの詳細等を記載すること。

※ 宮城県知事選挙の告示日を令和7年10月9日（木）、宮城県議会議員補欠選挙の告示日を10月17日（金）、投票日を令和7年10月26日（日）とし作成すること。

5 その他

ア 本業務における提案者の強み、類似業務の実績

イ 独自提案（提案する場合）

IV 事業経費見積書

事業経費の提示にあたっては、項目ごとの金額を明示すること。